

街にいろどりを。人にときめきを。

静鉄グループ

平成28年度

# 運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

## 本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を最優先としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

## 目次

輸送安全方針	P 2
1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P 3
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 (総件数及び類型別の事故件数)	P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P 4
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	P 4
5. 輸送の安全に関する重点施策	P 4-6
6. 輸送の安全に関する計画	P 7-8
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	P 8
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制	P 9
9. 安全統括管理者、安全管理規定	P 9
10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	P 9
11. 安全管理規定	P 10-17



## 輸 送 安 全 方 針

静鉄タクシーは事業活動を通じて社会に貢献し、お客様から信頼され地域で支持される会社になることを経営ビジョンとします。

また現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し自覚と責任を促し、不安全行動を戒めヒューマンエラーの撲滅を目指します。

さらに輸送の安全確保を最重要とし、その向上に努め、法令を遵守する事はもちろん、社会規範や倫理行動規範を従業員一人ひとりが確実に遵守いたします。

また、静鉄グループの一員として「安全・安心・快適のあくなき追求」という経営理念のもとに、社会に信頼され圧倒的に支持される静鉄タクシーを目指します。

2016年4月1日制定

代表取締役社長

池 田 敦



【 朝礼 : 倫理行動規範唱和 】

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、安全最優先で地域から選ばれる会社を目指し、全社員による安全管理体制の維持・向上に努めてまいります。

### 基本方針

社長は、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たし、現場の状況を十分に把握したうえで社員に対し、輸送の安全の重要性を認識させる。また、輸送の安全に関する計画・実行・チェック・改善（PDCA）を確実に実行し安全対策を不断に見直し全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努める。

## 2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

平成28年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

目 標	達 成 状 況
平成28年度年間事故防止目標 ・『重大事故』の撲滅 【ゼロ】 ・『一時停止違反』の撲滅 交通ルール・社内規程の遵守 有責事故削減目標 ・事故率14%未満（登録台数対比） （昨年度35件⇒28件以内）	・有責事故件数 32件 （対前年△3件 8.6%減） 人身・物損 11件 人身のみ 5件 物損のみ 16件 ----- 計 32件 ・重大事故・・・2件 （健康起因による事故 1件） ・一時停止違反による事故・・・4件
・運輸安全マネジメントの適合性と有効性アップ ・社内ルール1・2を遵守し事故削減を図る ・ヒヤリ・ハット情報の収集と有効活用 （収集目標 600件）	・本部安全対策会議（毎月開催） ・事故反省会・賞罰委員会（隔月開催） ・ヒヤリ・ハット情報 684件収集

### 3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成28年4月1日から平成29年3月末日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障報施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	1 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	1 件
自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置：原動機および動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制御装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置等）の故障により運行出来なくなったもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
<b>事 故 総 件 数</b>	<b>2 件</b>

### 4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

（別紙2-1） 『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』 参照

（別紙2-2） 『大規模災害発生時の出勤体制』 参照

### 5.輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて、重点的に実施した施策は次のとおりであります。

法令遵守の静清と知識・技術の向上を目的とした教育を計画的かつ効果的に実施することにより、輸送の安全に対する意識を高めると共に、定期的な社内監査の実施及び本部安全対策会議の開催により、情報の共有化を図り、実態のチェックと改善施策の実行を推進する。

## 【 年間事故防止目標 】

- ・ 『重大事故』 の撲滅 【ゼロ】  
交差点の安全進行義務の遵守  
歩行者・自転車・二輪車を見落とさない
- ・ 『一時停止違反』 の撲滅  
停止線の手前で完全に車輪を止める  
交差道路の車両等の進行妨害をしない



【 始業点呼 】

## 【 月間事故防止目標 】

- 4月 「追突事故」 の撲滅  
(協見運転・予測ミスをしない)
- 5月 「バック事故」 の撲滅  
(社内運転操作ルール 2の遵守)
- 6月 「交差点事故」 の撲滅  
(最徐行・一旦停止)
- 7月 「対歩行者・自転車」 の事故撲滅  
(歩行者・自転車の飛び出しを予測)
- 8月 「追突事故」 の撲滅  
(社内運転操作ルール 1の遵守)
- 9月 「バック事故」 の撲滅  
(バックモニターに頼らず目視で確認)
- 10月 「交差点事故」 の撲滅  
(最徐行・一旦停止)
- 11月 「対歩行者・自転車」 の事故撲滅  
(歩行者・自転車の動向に注意)
- 12月 「過労運転」 による事故撲滅  
(連続運転時間に注意)
- 1月 「追突事故」 の撲滅  
(0102で安全車間距離の確保)
- 2月 「バック事故」 の撲滅  
(ハザードランプ点滅完全実施)
- 3月 「交差点事故」 の撲滅  
(イエローストップの完全実施)

## 社内運転操作ルール 1 <追突事故撲滅5項目>

### 1. 安全車間距離の操作

- ① 走行中は、車間時間を（2秒以上）確保する。
- ② 停車中は、前車のタイヤが見える（2m以上）車間を確保する。

### 2. 停車の操作

信号待ちの停止時は、「ギアをN・Pでサイドブレーキ」を引く。

### 3. 発車の操作

視差呼称「左よし、右よし、前方よし」を行い、確認後、発車する。

### 4. 交差点接近の操作

交差点接近時には、アクセルから足を離し、ブレーキペダルに足を乗せる。

### 5. 交差点での操作

黄色信号では、交差点に進入しない（イエローストップ）

歩行者信号点滅時は、減速し停車の準備をする。

## 社内運転操作ルール 2 <バック運転操作6項目>

1. 停車し、「N・ニュートラル」でサイドブレーキを引く。
2. 車両から降りて、後方周囲を目視確認する。
3. 車両に戻りハザードを点灯する。
4. 「後方左よし・後方右よし・後方よし」と体を反転させ、視差呼称確認をする。
5. ギアをバックに入れ、サイドブレーキを解除する。
6. 一時停止・二次停止して、ゆっくりバックする。

## 6.輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

- (1) 経営トップによる職場巡視及び乗車チェック (随 時)  
現場との双方コミュニケーション

- (2) 経営トップ、安全対策室による早朝点呼立会い及び安全指導  
本社、城北、丸子、堂林、岡出山 ( 27回 )

- (3) 定例会議での安全運行実績の確認 (毎月 1回)
- ・本部安全対策会議の開催
  - ・有責事故反省会及び賞罰委員会の開催 (隔 月)
  - ・安全衛生委員会の開催 (各地区) (毎月 1回)



【 点呼立会い・安全指導 】

- (4) 出庫時・街頭監査の実施
- ・運行管理者による各営業所出庫時監査の実施  
(随 時)
  - ・一旦停止箇所・イエローストップ監査の実施  
(随 時)

- (5) 街頭啓発活動の実施
- ・毎月ゼロの日(10・20・30日)に運行管理者・運転士によるのぼり掲出活動



【 のぼり掲出・街頭活動 】

- (6) 事故惹起者・新人運転士・不安全行動運転士のドライブレコーダー監査の実施  
安全運行、運転操作の気付き指導・面談の実施



(7) 輸送の安全に関する内部監査の実施

- ・運行管理規程に則り、対面点呼簿、乗務員台帳について年1回安全対策会による全営業所に対し監査を実施。

(8) 重大事故に対する情報伝達訓練の実施

- ・重大事故を想定し、新人運転士と配車センター員による情報の伝達確認  
(堂林・岡出山営業所)

(9) 地震・災害に対する防災訓練の実施

- ・実施日 平成28年9月1日(木) 全営業所  
地震を想定した情報伝達確認および  
安否確認システム返信操作訓練
- ・各営業所の被害状況確認
- ・各営業所の運転士の安否確認
- ・対策本部設置後、各役割担当者の対応、報告



【 防災訓練 】

7・輸送の安全に関する予算等の実績額

平成28年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

主 な 項 目		金 額
ソフト面	①無事故手当	9,200
	②安全教育関係 本部安全対策会議・有責事故反省会・賞罰委員会・社員全体教育 新任教育(フォローアップ教育含む) 適性診断(初任・高齢者・事故惹起者)	597
	③永年勤続、無事故表彰、優良表彰、善行表彰	260
	④運輸安全マネジメント関係 飲酒者講習会、重大事故対応連絡訓練 運行管理者関係(基礎講習、一般講習、特別講習、資格試験等)	897
ハード面	①一般双方向式ドライブレコーダー設置 (45台)	1,125
	②事故防止啓発の製作物費	150
合 計		12,229

## 8.事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3-1) 「事故、災害発生時の報告連絡体制」 参照

(別紙3-2) 「事故報告体制」 参照

## 9.安全統括管理者、安全管理規程

①安全統括管理者：役職名 取締役社長 氏名 池田 敦

②安全管理規程：(別紙1) 『安全管理規程』 参照

## 10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画

### <運行関係>

(1) 安全教育 (KYT) 講習会

- ・全従業員 (運転士) を対象に外部講師による集合教育の実施 (年1回)

(2) デジタルタコメーター・データに基づく

個人面談・指導 (随 時)

(3) 事故惹起者に対する個別面談・指導 (随 時)

(4) 事故惹起者を対象とした安全講習会 (年2回)

(5) 高齢者適齢診断の実施と結果に基づく個別面談・指導

(随 時)

(6) 入社時、新任教育の実施 (随 時)

(7) 飲酒者研修会の実施 (年2回)

(8) ドライブレコーダー監査による運転操作面談・指導

(随 時)



【 社員全体安全教育講習会 】



【 飲酒者講習会 】

### <整備関係>

(1) 新人乗務員教育

- ・車両基礎教育、車両トラブルの対応教育、日常点検教育
- ・異常気象時、道路冠水時の走行法説明

(2) 整備士教育

- ・整備管理者講習会への参加 (隔年1回)、整備主任者講習会への参加 (年1回)

# 安全管理規程

平成 18年 12月 12日 制定  
平成 23年 10月 16日  
平成 28年 6月 8日  
平成 29年 6月 16日 改正  
(組織図改正)  
静鉄タクシー株式会社

## 目次

- ◇第一章 総 則
- ◇第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- ◇第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- ◇第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### ◇第一章 総 則

#### (目 的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### ◇第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾ける等現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

#### (輸送の安全に関する目標)

第五条 第参条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

#### (輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

◇第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い社長に報告する。
- 六 輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見述べる等、必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## ◇第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

## (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

## (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者(社長)又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

## (輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

## (輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

## (輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは、輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

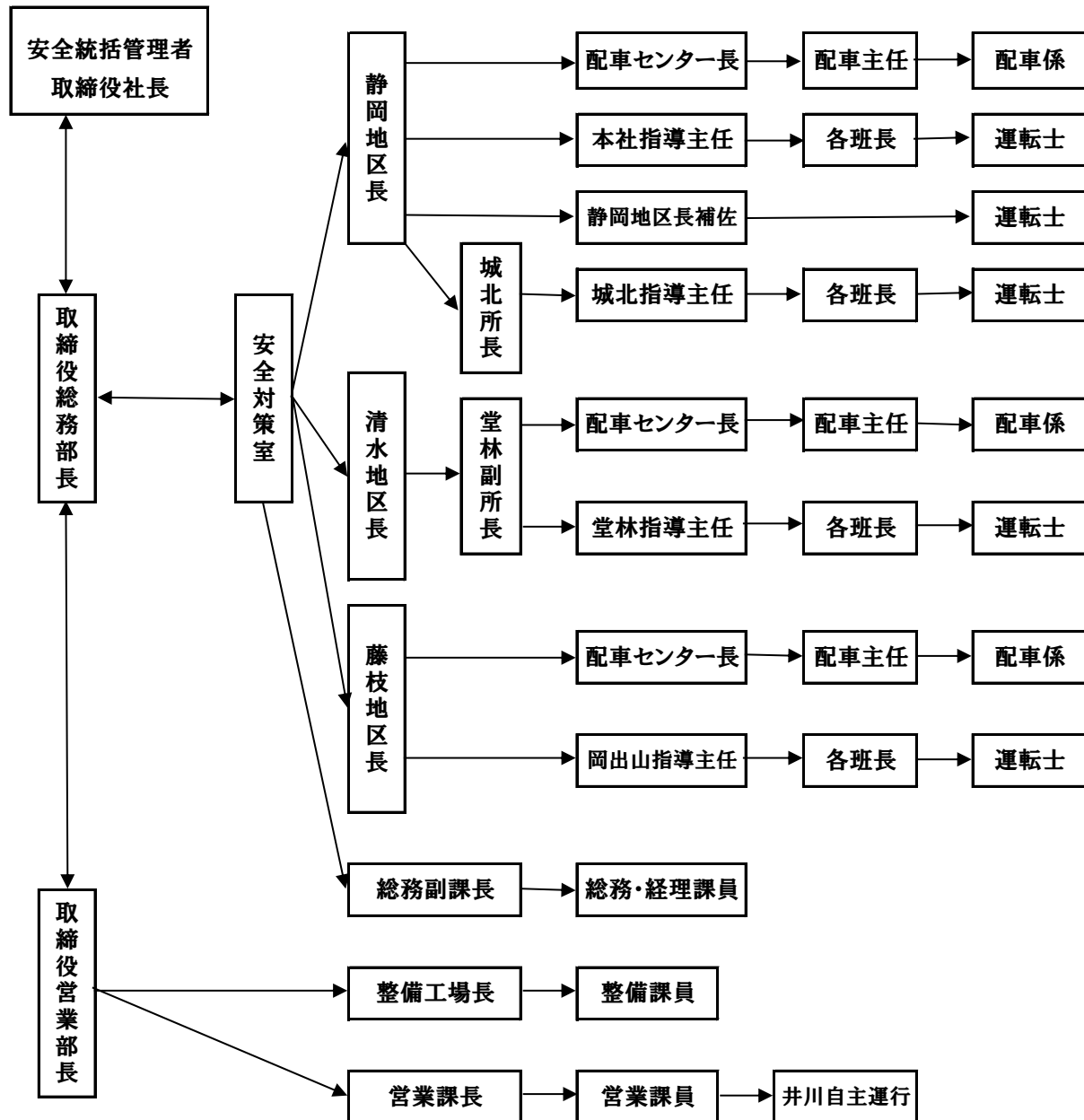
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は安全統括管理者が管理し、保存期間は3年とする。

(別紙2-1) 『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』

『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』

2011年 4月 1日 改正  
 2012年 12月 1日 改正  
 2013年 3月 1日 改正  
 2016年 6月 8日 改正  
 2017年 6月 16日 改正

静鉄タクシー株式会社



\* 各地区から営業所運転士に対しての連絡網は各営業所が作成・管理すること。

〔別紙2-2〕『大規模災害発生時の出勤体制』

『大規模災害発生時の出勤体制』

(参集場所)

2011年 3月 15日 改正  
 2012年 8月 16日 改正  
 2013年 3月 1日 改正  
 2016年 6月 8日 改正  
 2017年 6月 16日 改正

静鉄タクシー株式会社

＜静岡地区＞

鈴木取締役総務部長 安全統括管理者代理 出勤場所:本社	【静岡対策本部】 【統括本部長代理】
稲葉 取締役営業部長 出勤場所:本社	【静岡対策副本部長】 【静岡地区統括】
高松 安全対策室係長 出勤場所:本社	【静岡地区統括】 【報道・情報統括】
浅場 営業課長 出勤場所:本社	【静岡対策本部】 【報道対策 統括責任者】
石井 配車センター長 出勤場所:本社	【配車センター対策】 【運行管理 統括責任者】
武田 配車センター主任 出勤場所:本社	【配車センター対策】 【運行管理統括】
海野 整備課員 出勤場所:本社	【現場対策本部】 【車両運行管理 責任者代理】
柴原 清水地区長 出勤場所:城北	【城北(営)責任者】 【報道・情報 統括責任者】
水上 静岡地区長 出勤場所:本社	【城北現場対策】 【運行管理 統括責任者】
小林(卓) 城北所長 出勤場所:城北	【城北現場対策】 【報道・情報収集】
村松 総務副課長 出勤場所:城北	【城北現場対策】 【情報収集班】

＜清水地区＞

岩崎 堂林副所長 出勤場所:堂林	【清水対策支部長】
小芝 藤枝地区長 出勤場所:堂林	【清水対策本部】 【報道・情報対策 責任者】
佐藤 配車センター長 出勤場所:堂林	【配車センター対策】 【運行管理 統括責任者】
樋渡 配車センター員 出勤場所:堂林	【配車センター対策】 【運行管理】
宮城島 整備課工場長 出勤場所:堂林	【現場対策本部】 【車両運行管理 責任者】
野口 営業課員 出勤場所:堂林	【現場対策本部】 【情報収集班】
西尾 整備課員 出勤場所:堂林	【現場対策本部】 【車両運行管理】
折井 静岡地区長補佐 出勤場所:丸子	【丸子(営)責任者】 【報道・情報 統括責任者】
村本 総務課員 出勤場所:丸子	【丸子現場対策】 【運行管理】
小林(正) 安全対策室員 出勤場所:丸子	【丸子現場対策】 【情報収集班】

＜藤枝地区＞

池田取締役社長 安全統括管理者 出勤場所:岡出山	【藤枝対策支部長】 【統括本部長】
西村 配車センター長 出勤場所:岡出山	【配車センター対策】 【運行管理 統括責任者】
吉田 配車センター主任 出勤場所:岡出山	【藤枝対策本部】 【報道統括責任者】
石川 整備課主任 出勤場所:岡出山	【現場対策本部】 【車両運行管理 責任者】
永田 配車センター主任 出勤場所:岡出山	【藤枝対策本部】 【情報統括責任者】
渡辺 配車センター員 出勤場所:岡出山	【現場対策本部】 【情報収集班】
* 諸事情により指定場所に参加できない場合には、最寄営業所に参加する。	

1. 出勤日においては、勤務場所にて対応。
2. 時間外においては、上記参集場所迅速やかに出勤。なお、女子従業員については、自宅待機。
3. 営業中にあつては、最寄の営業所に出勤。
4. 対策本部は、2階会議室。会議室が使用不可能の場合は、セブンイレブン北側社用駐車場えお対策本部とする。
5. 配車センター員は、居住地の営業所に参加。
6. 非乗務員は、居住地の営業所に参加。

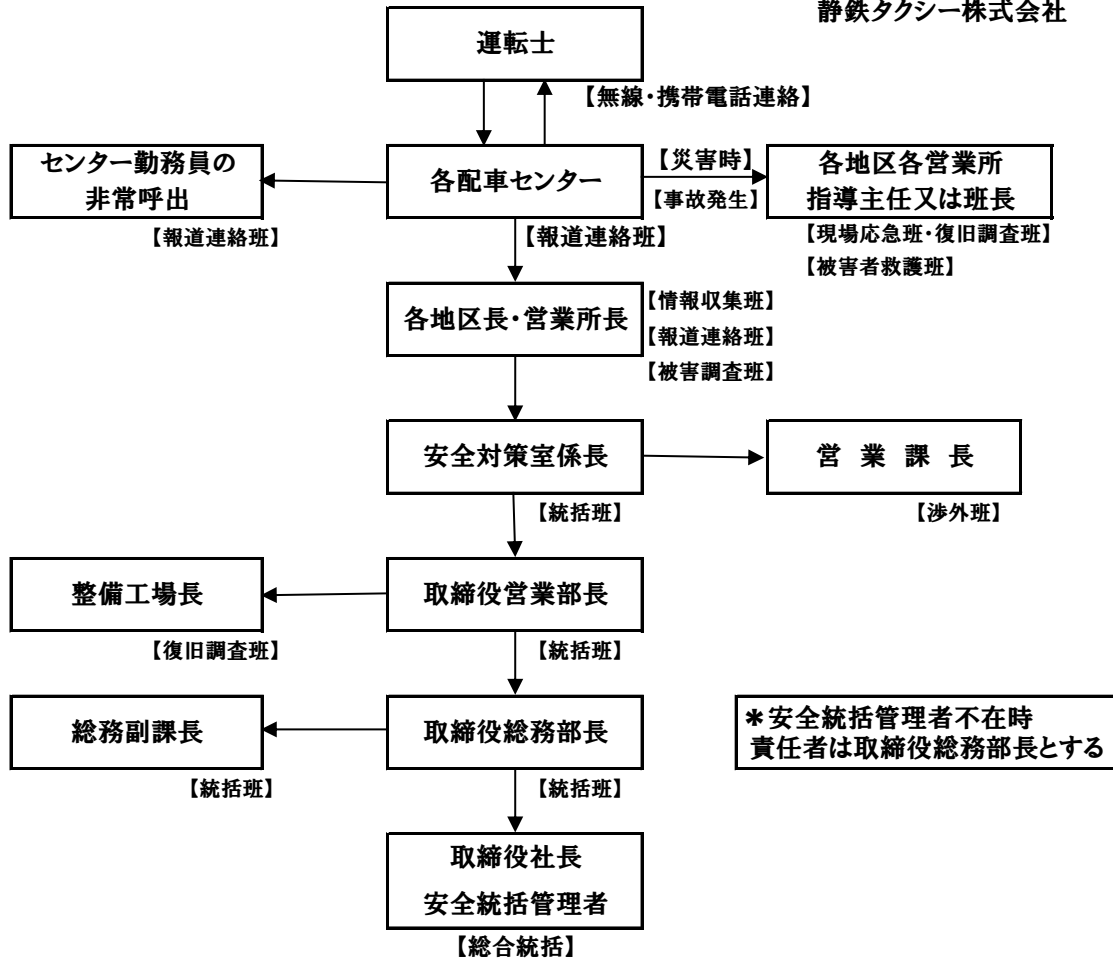


(別紙3-1) 『災害発生時の報告連絡体制』

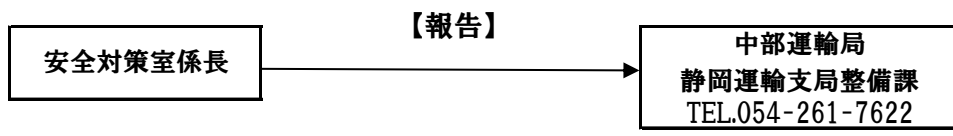
『災害発生時の報告連絡体制』

2011年 4月 1日 改正  
2012年 12月 1日 改正  
2013年 3月 1日 改正  
2016年 6月 8日 改正  
2017年 6月 16日 改正

静鉄タクシー株式会社



<支局報告案件の場合>



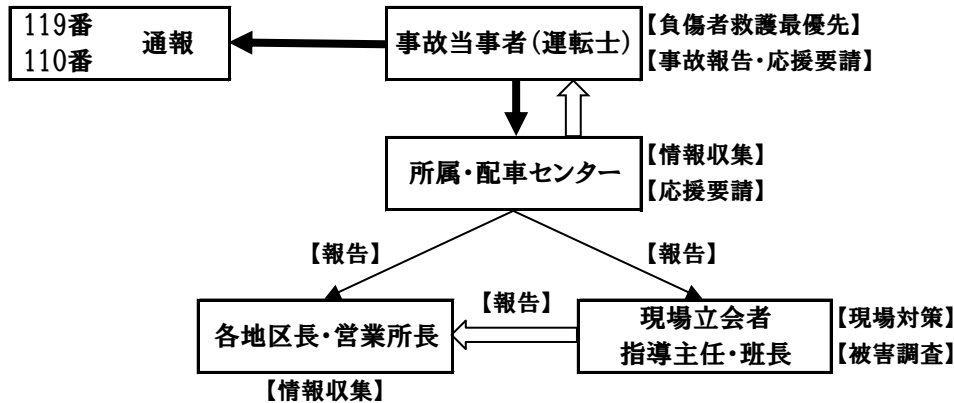
【災害状況により緊急連絡網使用】

(別紙3-2) 『事故報告体制』

『事故報告体制』

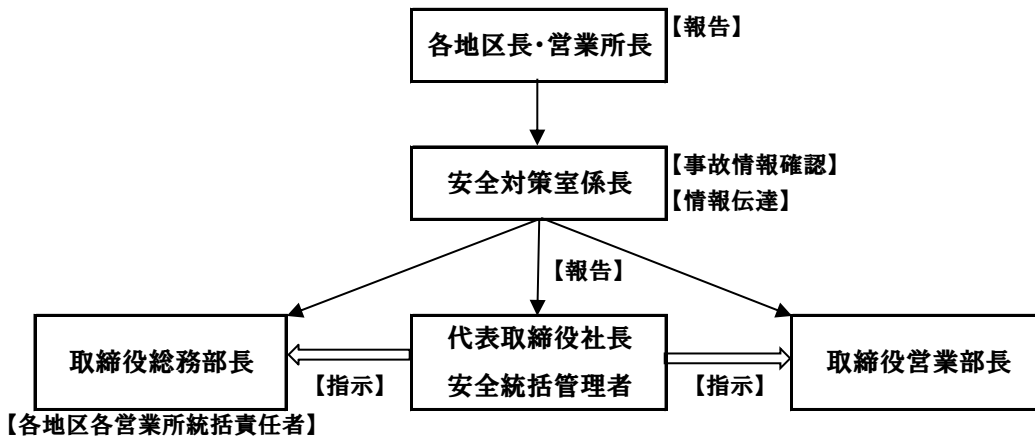
2011年 4月 1日 改正  
2012年 12月 1日 改正  
2013年 3月 1日 改正  
2016年 6月 8日 改正  
2017年 6月 16日 改正

静鉄タクシー株式会社



\* 重大事故と判断した場合は、情報連絡体制を活用する

『重大事故発生時の情報連絡体制』



\* 安全統括管理者不在時は  
責任代理者は取締役総務部長とする

\* 必要に応じ車両復旧班を待機させる

＜支局報告案件の場合＞



今後も「輸送の安全」を最優先とし、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などございましたら、ご連絡ください。

【連絡先】 安全対策室 (054) 284-2111

平成28年度 運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町25番25号

<http://www.shizutetsu-taxi.co.jp>

2016年6月 発行